

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		職権による保護の変更	
根拠条例・規則名		生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号） さいたま市福祉事務所長事務委任規則（平成 15 年さいたま市規則第 43 号）	
条 項		第 25 条第 2 項 第 2 条第 1 項	
所 管 部 課		区役所 健康福祉部 福祉課	
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合 はその理由）	福祉事務所長は、常に被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、すみやかに職権をもってその決定を行う。	
	設定等年月日	昭和 25 年 5 月 4 日設定	平成 23 年 3 月 31 日最終改正
備 考			